

練馬区土木部「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」

1 目的

本要領は、練馬区の公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携のもとに行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 積算方法

東京都建設局の積算基準（共通編）による。

3 熱中症対策・防寒対策に関する費用の積算等

熱中症対策・防寒対策に関する費用を計上する場合は、以下のとおりとする。なお、熱中症対策・防寒対策に関する費用は、現場環境改善費の率分を計上していない工事にも単独で計上することができる。

(1) 熱中症対策・防寒対策に関する積算方法等

ア 起工時

(ア) 特記仕様書に 3(3)を参考に、工事の内容に合わせ記載する。

(イ) 熱中症対策・防寒対策に関する費用は、計上しない。

イ 契約後

(ア) 実施における基本的な考え方

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間等について、事前に受発注者協議の上、決定するものとする。

(イ) 施工計画書

受注者は施設・設備の種類や規模、設置期間等を施工計画書に記載し、監督員の確認を受ける。

(ウ) 工事写真撮影

受注者は各内容の実施状況を撮影し、提出する。

ウ 設計変更時における積算

熱中症対策・防寒対策に関する費用は、設計変更時に見積等により価格を計上する。

(2) 積算における留意事項

ア 熱中症対策・防寒対策に関する費用を積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、起工時の率分で計上される額の 50%を上限とする。

※1 総価契約の場合は、計上後に落札率を乗じる。

※2 総価契約単価合意方式の場合は、当初協議時点の単価合意額の 50%を上限とする。

※3 熱中症対策・防寒対策に関する費用を単独で計上する場合、現場環境改善費の率分を計上するとしたときの額の 50%を上限とする。

イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用に計上できるものは、エアコン、ストーブ、氷冷蔵庫等である。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間（月単位、小数 1 位止め切り上げ）分

のリース費用を計上する。なお、最低保証期間未満の場合は、最低保証の金額を計上する。

また、購入品又は受注者等が所持する施設・設備を使用する場合は、当該工事における施設・設備の設置期間（月単位、小数1位止め切り上げ）分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、機器の耐用年数に対する設置期間割合を乗じた分を計上することとする。

※ 耐用年数については、下記の国税庁ホームページを参考に設定すること。

https://www.keisan.nta.go.jp/r4yokuaru/airoshinkoku/hitsuyokeihi/genk_ashokyakuhi/index.html

例) エアコン、ストーブ：6年

氷冷蔵庫：4年

エ 3(2)アにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当する。「作業員個人の費用」は、熱中症対策・防寒対策に関する費用に計上しない。

オ 効果が期待できない内容、当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで設置しない場合など）については、費用計上の対象としない。

(3) 特記仕様書への記載

下記の内容を参考に、工事の内容に合わせ特記仕様書へ記載する。

○ 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策

施工計画書

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合、受注者は施設・設備の種類や規模、設置期間等を施工計画書に記載し、監督員の確認を受けなければならない。

費用

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の費用について、当初は計上していない。

設計変更は、受注者が施工計画書に従って対策した施設及び設備の設置期間を対象に、受発注者間で協議して行う。

工事記録写真

工事完了時には、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の実施写真を提出するものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。